証券コード 8545
平成27年６月８日

株　主　各　位

大阪市中央区西心斎橋１丁目２番４号
株式会社　関西アーバン銀行
取締役会長兼
最高経営責任者(CEO)　北　村　明　良

# 第１５２期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当行第152期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願い、3頁から4頁の記載に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市中央区西心斎橋１丁目２番４号　当行本店16階大ホール
3. **目 的 事 項**

**報告事項**

1. 第152期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第152期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　取締役７名選任の件
**第３号議案**　監査役２名選任の件
**第４号議案**　補欠監査役１名選任の件

（報告事項及び決議事項の内容につきましては、５頁以下に記載のとおりであります。）

## 4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行（株主名簿管理人）にご通知ください。

以　上

---

**（お 願 い）** 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
また、当日は、会場の冷房を控えめにさせていただくとともに、役職員もノーネクタイの「クールビズ」スタイルにてご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

**（お知らせ）** 事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当行ホームページ（http://www.kansaiurban.co.jp）において、掲載することによりお知らせいたします。

## 【郵送又はインターネットによる議決権行使について】

当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

1．郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに当行株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

2．インターネットによる議決権行使

当行の指定する議決権行使サイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、次の事項をご了承のうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までにご行使ください。

(1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能であります。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。

**【議決権行使サイトURL】** http://www.web54.net

**※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能であります。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。**

**（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標であります。）**

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。

(3) 郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによって、複数回数又はパソコンと携帯電話により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。

(6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標であります。)

**インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。**

**株主名簿管理人　三井住友信託銀行証券代行部**
**【専用ダイヤル】0120-652-031（午前９時～午後９時）**
**〈その他のご照会〉0120-782-031（平日午前９時～午後５時）**

# 第１５２期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）事業報告

## １．当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

**○主要な事業内容**

当行は、本店及び国内の支店等において、預金業務、貸出金業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、証券投資信託の窓口販売業務等を行っております。

**○経済金融環境**

当期のわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による落ち込みの後、経済対策や金融政策を背景に、輸出産業を中心とした企業収益が改善し、景気は緩やかな回復基調で推移しました。需要面を見ますと、輸出は、円安の影響や海外経済の回復による改善の兆しが見られ、生産も、内外需要の緩やかな増加や在庫調整の進展もあり、持ち直しの動きとなりました。設備投資は、更新・合理化投資が下支えとなったものの、緩やかな伸びに止まりました。個人消費は、駆け込み需要の反動減の影響が薄らぎ、消費者マインドが改善する中で、底堅い動きとなりました。今後につきましても、雇用・所得環境の改善に加え、原油安や各種政策の効果を背景に、回復基調が続くものと見込まれます。

金融業界におきましては、大規模な金融緩和の影響から金利水準が一層低下する中で、金融機関同士の競争激化が続き、収益環境は厳しさを増しております。こうした中、各地域金融機関は地域への円滑な資金供給、取引先の販路拡大・海外進出支援等のコンサルティング機能の発揮を通じて、地域経済の好循環の実現に向けた取組みを進めました。

**○事業の経過**

このような経済金融環境のもと、当行は、中期経営計画の基本テーマである「お客さまに選ばれる銀行」「安定した収益基盤の確立」「健全な企業基盤の確立」に基づく各種施策に全力をあげて取り組み、地域に根ざしたお客さまとのリレーション構築に一段と注力するとともに、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングを展開いたしました。

営業面におきましては、高品質な金融サービスの提供とコンサルティング機能の強化によるきめ細かなサポートの充実に努め、収益力の強化と経営基盤の拡充に取り組んでまいりました。

個人取引部門におきましては、お客さまのライフステージに応じた多様なニーズにお応えするため、投資信託や個人年金保険などの金融商品のラインアップを一層充実いたしました。また、コンビニATMの提携先拡大により、お客さまの利便性向上を図るとともに、新たな営業店端末を導入し、事務手続き時間の短縮や窓口サービスの向上に取り組みました。

法人取引部門におきましては、ソリューション営業によるビジネスサポート力の強化、資金供給能力の向上、経営サポートに注力し、地域に密着した営業を徹底いたしました。特に、事業承継に係る提案の専門部署であるプライベートアドバイザリー部を新設し、コンサルティング機能の一層の充実を図ったことに加え、産学連携の共同研究サポート事業において連携する教育機関を拡大し、ニュービジネス支援を強化するなど、お客さまへの支援を通じた地域経済の活性化に積極的に取り組みました。本年４月には、「まち・ひと・しごと創生法」の施行を踏まえ、地方創生支援室を新たに設置し、地域社会と共存共栄する地域金融機関として、地域に根ざした取組みを強化いたしました。また、株式会社三井住友銀行の海外ネットワークを活用した事業支援に加え、新たに外部機関と海外進出に係る業務提携を実施するなど、お客さまの海外事業拡大へのサポート態勢の充実にも取り組みました。

更に、お客さまの利便性の一段向上を図ることを目的に、店舗リニューアルも進めてまいりました。今後も、地域マーケットに応じた店舗展開を実施し、質の高いサービス提供と効率化の両立を目指してまいります。

CSR・環境活動につきましては、銀行業務を通じた環境保全と地域社会への貢献に努めてまいりました。預金残高の一定割合を環境保全団体へ寄附するeco定期預金や環境分野に係る融資等の金融サービスをご提供するとともに、銀行見学会や琵琶湖での環境学習等の地域貢献活動にも取り組みました。また、認知症サポーターの養成や杖ホルダー・助聴器・優先ATMの設置等によって、あらゆるお客さまに安心してご利用いただける店舗づくりを推進し、ノーマライゼーションへの取組みを強化いたしました。

金融円滑化への対応につきましては、お客さまとの緊密なリレーションを構築する中で、経営実態の把握に努めるとともに、外部専門機関との連携を図りながら、経営改善のサポートに取り組みました。本年４月には、コンサルティング機能を一層発揮するため、金融円滑化推進部の付属機関としていた事業コンサルティング部を独立部署へ移行し、お客さまの経営改善・事業再生等に係るサポート態勢を強化いたしました。当行は、今後もお客さまの問題・課題の解決に向け、真摯に取り組んでまいります。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく開示債権につきましては、平成27年３月末の残高は733億円となり、開示債権比率は前年同月比△0.88％改善の2.02％へと低下いたしました。今後も、資産の健全化を促進する観点から、オフバランス化の更なる促進と企業再生・劣化防止への一段の取組強化等を図ってまいります。

また、期末の自己資本比率は8.20％、連結自己資本比率は8.32％となりました。

**○事業の成果**

このような状況下におきまして、当行は役職員一同が全力を尽くして業務に邁進すると同時に、経営の合理化、効率化に努めてまいりました結果、次のような業績となりました。

**（預金・譲渡性預金）**

預金は期中710億円増加し、期末残高は３兆7,528億円となりました。このうち定期性預金は期中275億円増加し、期末残高は２兆5,957億円となりました。また、譲渡性預金は期中229億円増加し、期末残高は1,240億円となりました。

**（貸出金）**

貸出金は期中401億円増加し、期末残高は３兆6,058億円となりました。

**（有価証券）**

有価証券は期中258億円増加し、期末残高は3,267億円となりました。

**（社債）**

社債は期中100億円減少し、期末残高は582億円となりました。

**（総資産）**

総資産は期中1,964億円増加し、期末残高は４兆3,209億円となりました。

**（内国為替取扱高）**

内国為替取扱高は前年度比3,976億円増加し、期中取扱高は11兆8,723億円となりました。

**（外国為替取扱高）**

外国為替取扱高は前年度比４億70百万ドル減少し、期中取扱高は15億65百万ドルとなりました。

**（損益状況）**

当期も引き続き資金の効率的な調達と運用を図るとともに、経営の効率化・資産の健全化に努めました結果、経常利益は222億66百万円、当期純利益は170億11百万円となり、１株当たり当期純利益は204円84銭となりました。

**○店舗の状況**

期末の店舗数は157か店、店舗外現金自動設備の設置は60か所となりました。

**○当行の対処すべき課題**

当行は、「存在感」の高い関西Ｎｏ．１の広域地銀を目指し、平成25年度をスタートとする中期経営計画に取り組んでおります。

本中期経営計画では、「お客さまに選ばれる銀行」「安定した収益基盤の確立」「健全な企業基盤の確立」の３点を基本テーマに掲げ、三井住友銀行グループのリテールバンクとして、関西圏で中小企業・個人のお客さまに地域密着営業を徹底し、ビジネスチャンスの拡大を図ってまいります。これらを実現するために、商品・サービスの提供から事務品質・接遇に至るまでお客さま満足度を飛躍的に高め、お客さまに支持される存在感の高い銀行を目指すとともに、地域密着営業の徹底により顧客基盤の増強を図り、安定した収益基盤を確立してまいります。また、人材の育成、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスの強化により、安定強固な企業基盤を確立するとともに、環境に配慮した企業活動を通して、健全な地域社会の発展に貢献してまいります。

そして、更なる企業価値の向上を図り、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいる所存でございます。

株主の皆さまには、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

### (2) 財産及び損益の状況

（単位：億円）

| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | | 36,912 | 37,244 | 36,817 | 37,528 |
| | 定期性預金 | 26,893 | 26,357 | 25,682 | 25,957 |
| | その他 | 10,018 | 10,886 | 11,134 | 11,570 |
| 貸出金 | | 35,084 | 35,647 | 35,656 | 36,058 |
| | 個人向け | 18,975 | 19,546 | 19,799 | 19,892 |
| | 中小企業向け | 13,288 | 13,272 | 13,087 | 13,526 |
| | その他 | 2,820 | 2,827 | 2,769 | 2,638 |
| 有価証券 | | 5,209 | 4,315 | 3,009 | 3,267 |
| | 国債 | 3,580 | 2,649 | 1,202 | 1,354 |
| | その他 | 1,629 | 1,665 | 1,806 | 1,913 |
| 社債(長期信用銀行債等を除く。) | | 742 | 742 | 682 | 582 |
| 総資産 | | 42,769 | 42,981 | 41,245 | 43,209 |
| 内国為替取扱高 | | 107,991 | 115,734 | 114,746 | 118,723 |
| 外国為替取扱高 | | 百万ドル<br>1,370 | 百万ドル<br>2,480 | 百万ドル<br>2,036 | 百万ドル<br>1,565 |
| 経常利益 | | 百万円<br>8,143 | 百万円<br>2,303 | 百万円<br>23,178 | 百万円<br>22,266 |
| 当期純利益<br>(△は当期純損失) | | 百万円<br>5,337 | 百万円<br>△6,204 | 百万円<br>16,515 | 百万円<br>17,011 |
| 1株当たり当期純利益<br>(△は1株当たり当期純損失) | | 5円14銭 | △10円54銭 | 206円03銭 | 204円84銭 |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「1株当たり当期純利益（又は当期純損失）」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
3. 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、平成25年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

### (3) 使用人の状況

| | 当年度末 | 前年度末 |
|---|---|---|
| 使用人数 | 2,513人 | 2,567人 |
| 平均年齢 | 40年0月 | 40年2月 |
| 平均勤続年数 | 16年8月 | 16年11月 |
| 平均給与月額 | 407千円 | 405千円 |

(注) 1. 使用人数には、取締役を兼務しない執行役員並びに臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。なお、当年度末の取締役を兼務しない執行役員は23名であります。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

### (4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

| | 当年度末 | | 前年度末 | |
|---|---|---|---|---|
| | 店 | うち出張所 | 店 | うち出張所 |
| 大阪府 | 77 | ( 11 ) | 77 | ( 11 ) |
| 滋賀県 | 52 | ( 1 ) | 52 | ( 1 ) |
| 京都府 | 11 | ( 3 ) | 11 | ( 3 ) |
| 兵庫県 | 9 | ( 1 ) | 9 | ( 1 ) |
| 奈良県 | 3 | ( 1 ) | 3 | ( 1 ) |
| 和歌山県 | 2 | ( — ) | 2 | ( — ) |
| 東京都 | 2 | ( 1 ) | 2 | ( 1 ) |
| 愛知県 | 1 | ( — ) | 1 | ( — ) |
| 合計 | 157 | ( 18 ) | 157 | ( 18 ) |

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を60か所（前年度末60か所）設置しております。

ロ　当年度新設営業所

該当事項はありません。

### (5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

| | |
|---|---|
| 設備投資の総額 | 5,852 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

| 内　　容 | 金　　額 |
|---|---|
| 新設、改修 | |
| ①　営業店端末の更改 | 1,933 |
| ②　ＡＴＭ（現金自動預金支払機）の更改 | 575 |
| ③　為替関連システムの更改 | 326 |
| ④　山科支店建替工事 | 237 |
| ⑤　石山支店建替工事 | 185 |
| ⑥　全銀システム・提携システム中継機の更改 | 184 |
| ⑦　びわこ本部ビル改修工事 | 120 |
| ⑧　営業店ＬＡＮ機器の更改 | 115 |
| ⑨　インターネットバンキングシステムの更改 | 108 |

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 親会社が有する当行の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 百万円 | % | |
| 株式会社<br>三井住友<br>フィナンシャル<br>グループ | 東京都<br>千代田区丸の内<br>１丁目１番２号 | 傘下子会社の経営管理並びにそれに附帯する業務 | 平成14年<br>12月２日 | 2,337,895 | 60.17<br>(60.17) | ― |
| 株式会社<br>三井住友銀行 | 東京都<br>千代田区丸の内<br>１丁目１番２号 | 銀行業務 | 平成８年<br>６月６日 | 1,770,996 | 49.73<br>(0.35) | ― |

（注）1．親会社が有する当行の議決権比率欄の（　）内は、間接被所有割合で内数であります。
2．親会社が有する当行の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

ロ　子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 百万円 | % | |
| 関西アーバン銀<br>リース株式会社 | 大阪市<br>中央区西心斎橋<br>１丁目２番４号 | リース業務 | 昭和50年<br>２月１日 | 3,100 | 88.99 | ― |

（注）当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

１．第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。

２．第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合135組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。

３．第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。

４．株式会社三井住友銀行との提携により、現金自動設備の相互開放（当行と株式会社三井住友銀行の現金自動設備の相互利用による現金自動引出しを手数料無料扱いで取扱（時間外手数料を除く））、及び現金自動設備等による振込手数料の相互本支店扱い（両行相互の振込における振込手数料を本支店扱いの手数料で取扱）を行っております。

５．ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

６．株式会社大垣共立銀行・株式会社三重銀行との提携により、現金自動設備の相互開放（当行と株式会社大垣共立銀行・株式会社三重銀行の現金自動設備の相互利用による現金自動引出しを手数料無料扱いで取扱（時間外手数料を除く））を行っております。

７．株式会社セブン銀行との提携により、CAFIS接続方式で株式会社セブン銀行の現金自動設備での現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

８．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

９．株式会社イーネットとの提携により、CAFIS接続方式で株式会社イーネットの現金自動設備での現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

10．株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、CAFIS接続方式で株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスの現金自動設備での現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

## ２．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状況

（年度末現在）

| 氏　　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | そ　の　他 |
|---|---|---|---|
| 北　村　明　良 | 取締役会長（代表取締役）兼<br>最高経営責任者（ＣＥＯ） | | |
| 北　　幸　二 | 取締役副会長（代表取締役） | | |
| 橋　本　和　正 | 頭取（代表取締役）兼<br>最高執行責任者（ＣＯＯ） | | |
| 三　浦　　清 | 取締役（代表取締役）兼<br>副頭取執行役員<br>営業統括部、業務開発部、<br>情報開発部、プライベート<br>アドバイザリー部担当 | | |
| 松　村　昭　夫 | 取締役兼専務執行役員<br>経営企画部、<br>金融・産業調査室、<br>総務部、リスク統括部、<br>モーゲージ管理部担当 | | |
| 尾　﨑　　賢 | 取締役兼専務執行役員<br>人事部、ＣＳ推進部、<br>事務統括部、システム部、<br>投融資企画部担当 | | |
| 川　口　章　平 | 取締役兼専務執行役員<br>ハウジング業務部担当 | | |
| 久　保　　健 | 取締役兼専務執行役員<br>総合監査部担当 | | |
| 麝　島　　哲 | 取締役兼専務執行役員<br>法人業務部、<br>外国業務部担当 | | |
| 森　嶋　　悟 | 取締役兼専務執行役員<br>融資統括部、審査部、<br>融資業務部、<br>金融円滑化推進部担当 | | |
| 今　井　善　照 | 取締役兼常務執行役員<br>大阪市内地域営業本部長 | | |
| 内　藤　　洋 | 取締役兼常務執行役員<br>個人業務部、<br>資金証券部担当 | | |
| 西　川　哲　也 | 取締役（社外取締役） | 株式会社<br>ディーファ<br>代表取締役 | 公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。 |
| 和　田　光　正 | 取締役（社外取締役） | | |

（年度末現在）

| 氏　　名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | そ　の　他 |
|---|---|---|---|
| 正　岡　重　哉 | 常勤監査役 | | |
| 中　村　貞　博 | 常勤監査役 | | |
| 玉　置　之　博 | 常勤監査役 | | |
| 峯　本　耕　治 | 監査役（社外監査役） | 弁護士 | 弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。 |
| 宮　内　憲　悟 | 監査役（社外監査役） | 銀泉株式会社社外監査役、<br>日本振興清算株式会社監査役 | |
| 安　川　文　夫 | 監査役（社外監査役） | 安川文夫公認会計士事務所所長、公立大学法人兵庫県立大学監事 | 公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。 |

（注）1. 取締役のうち、西川哲也、和田光正の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、西川哲也氏につきましては、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 監査役のうち、峯本耕治、宮内憲悟、安川文夫の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、峯本耕治、安川文夫の両氏につきましては、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

3. 平成27年４月１日付異動

| | | |
|---|---|---|
| 取締役（代表取締役）兼副頭取執行役員 | 三　浦　　清 | 営業統括部、業務開発部、情報開発部、プライベートアドバイザリー部担当委嘱を解き、営業統括部、業務開発部、情報開発部、プライベートアドバイザリー部、ＥＣ業務部担当を委嘱 |
| 取締役兼専務執行役員 | 松　村　昭　夫 | 経営企画部、金融・産業調査室、総務部、リスク統括部、モーゲージ管理部担当委嘱を解き、経営企画部、金融・産業調査室、総務部、リスク統括部担当を委嘱 |
| 取締役兼専務執行役員 | 尾　﨑　　賢 | 人事部、ＣＳ推進部、事務統括部、システム部、投融資企画部担当委嘱を解き、事務統括部、システム部、投融資企画部、モーゲージ管理部、資金証券部担当を委嘱 |
| 取締役兼専務執行役員 | 川　口　章　平 | ハウジング業務部担当委嘱を解き、京都駐在兼京都地域営業本部長を委嘱 |
| 取締役兼専務執行役員 | 久　保　　健 | 総合監査部担当委嘱を解き、本店支配人（びわこ本部駐在）を委嘱 |
| 取締役兼専務執行役員 | 森　嶋　　悟 | 融資統括部、審査部、融資業務部、金融円滑化推進部担当委嘱を解き、審査部、融資業務部、金融円滑化推進部、事業コンサルティング部担当を委嘱 |
| 取締役兼専務執行役員 | 今　井　善　照 | 大阪市内地域営業本部長委嘱を解き、ハウジング業務部担当を委嘱 |
| 取締役兼常務執行役員 | 内　藤　　洋 | 個人業務部、資金証券部担当委嘱を解き、総合監査部担当を委嘱 |

当年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏　　名 | 退任前の地位及び担当 | 退任前の重要な兼職 | 退　　任　　日 |
|---|---|---|---|
| 安藤　寛 | 取締役（代表取締役）兼<br>専務執行役員<br>人事部、ＣＳ推進部、<br>事務統括部、<br>システム部担当 | | 平成26年５月31日辞任 |
| 奥村淳二 | 取締役兼専務執行役員<br>総務部、リスク統括部、<br>投融資企画部、<br>モーゲージ管理部担当 | | 平成26年５月31日辞任 |
| 片岡康雄 | 取締役兼専務執行役員<br>びわこ本部駐在（滋賀地域担当） | | 平成26年５月31日辞任 |
| 脇阪幸治 | 取締役兼専務執行役員<br>情報開発部、法人業務部、<br>外国業務部担当 | | 平成26年５月31日辞任 |
| 西川哲也 | 監査役（社外監査役） | 株式会社<br>ディーファ<br>代表取締役 | 平成26年６月27日辞任 |

（参考）当行は、執行役員制度を導入しております。平成27年３月31日現在の執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）は次のとおりであります。

| 氏　　名 | 地位及び担当 |
|---|---|
| 賀谷　寛 | 常務執行役員<br>人事部、ＣＳ推進部、事務統括部、システム部副担当 |
| 谷　克也 | 常務執行役員<br>本店営業本部長 |
| 村井純彦 | 常務執行役員<br>営業統括部、法人業務部、<br>外国業務部副担当（びわこ本部駐在　京滋担当） |
| 江南寿久 | 常務執行役員<br>東京支店長兼東京事務所長 |
| 縄　嘉彦 | 常務執行役員<br>営業統括部、個人業務部副担当 |
| 河合雅弘 | 常務執行役員<br>モーゲージ管理部長 |
| 貞松照之 | 常務執行役員<br>資金証券部副担当兼資金証券部長兼金融公共法人部長 |
| 澤谷和宏 | 常務執行役員<br>経営企画部長 |
| 竹澤昭任 | 常務執行役員<br>京阪地域営業本部長兼京都地域営業本部長 |
| 村岡孝浩 | 常務執行役員<br>滋賀第一地域営業本部長兼滋賀第二地域営業本部長 |
| 中西貴彦 | 執行役員<br>本店支配人 |
| 山口定生 | 執行役員<br>本店営業本部副本部長 |
| 山本浩之 | 執行役員<br>阪神地域営業本部長兼北摂地域営業本部長 |
| 岩井　仁 | 執行役員<br>人事部長 |
| 菅江克弘 | 執行役員<br>滋賀第三地域営業本部長兼長浜エリア長兼長浜支店長 |

| 氏　　名 | 地位及び担当 |
|---|---|
| 森本勝也 | 執行役員<br>プライベートアドバイザリー部長 |
| 島野智義 | 執行役員<br>ハウジング業務部長 |
| 櫻田　満 | 執行役員<br>法人業務部長 |
| 村島明成 | 執行役員<br>法人業務部副担当 |
| 房本秀進 | 執行役員<br>融資統括部長 |
| 山崎博之 | 執行役員<br>東大阪・奈良地域営業本部長兼南大阪・和歌山地域営業本部長 |
| 岡部大輔 | 執行役員<br>名古屋支店長 |
| 髙山直樹 | 執行役員<br>営業統括部長 |

（注）1. 平成27年４月１日付異動

| | | |
|---|---|---|
| 常務執行役員 | 賀谷　寛 | 人事部、ＣＳ推進部、事務統括部、システム部副担当委嘱を解き、人事部、ＣＳ推進部担当を委嘱 |
| 常務執行役員 | 縄　嘉彦 | 営業統括部、個人業務部副担当委嘱を解き、個人業務部担当を委嘱 |
| 常務執行役員 | 河合雅弘 | モーゲージ管理部長委嘱を解き、本店支配人を委嘱 |
| 常務執行役員 | 貞松照之 | 資金証券部副担当兼資金証券部長兼金融公共法人部長委嘱を解き、資金証券部副担当兼資金証券部長を委嘱 |
| 常務執行役員 | 竹澤昭任 | 京阪地域営業本部長兼京都地域営業本部長委嘱を解き、総務部、リスク統括部副担当を委嘱 |
| 常務執行役員 | 村岡孝浩 | 滋賀第一地域営業本部長兼滋賀第二地域営業本部長委嘱を解き、滋賀第一地域営業本部長兼滋賀第三地域営業本部長を委嘱 |
| 常務執行役員 | 岩井　仁 | |
| 常務執行役員 | 山口定生 | 本店営業本部副本部長委嘱を解き、本店営業本部本部長代行を委嘱 |
| 常務執行役員 | 山本浩之 | 阪神地域営業本部長兼北摂地域営業本部長委嘱を解き、大阪市内地域営業本部長を委嘱 |
| 執行役員 | 中西貴彦 | 本店支配人委嘱を解く |
| 執行役員 | 菅江克弘 | 滋賀第三地域営業本部長兼長浜エリア長兼長浜支店長委嘱を解き、モーゲージ管理部長を委嘱 |
| 執行役員 | 森本勝也 | プライベートアドバイザリー部長委嘱を解き、南大阪・和歌山地域営業本部長を委嘱 |
| 執行役員 | 島野智義 | ハウジング業務部長委嘱を解き、京阪地域営業本部長を委嘱 |
| 執行役員 | 櫻田　満 | 法人業務部長委嘱を解き、滋賀第二地域営業本部長を委嘱 |
| 執行役員 | 村島明成 | 法人業務部副担当委嘱を解き、ＥＣ業務部長を委嘱 |
| 執行役員 | 房本秀進 | 融資統括部長委嘱を解き、審査部長を委嘱 |
| 執行役員 | 山崎博之 | 東大阪・奈良地域営業本部長兼南大阪・和歌山地域営業本部長委嘱を解き、東大阪・奈良地域営業本部長を委嘱 |
| 執行役員 | 西脇　毅 | システム部長を委嘱 |
| 執行役員 | 山本征史 | 北摂地域営業本部長兼阪神地域営業本部長を委嘱 |
| 執行役員 | 安田　彰 | 業務開発部長を委嘱 |
| 執行役員 | 川上公一 | 大阪駅前支店長を委嘱 |
| 執行役員 | 里西　薫 | 総務部長を委嘱 |

2. 平成27年４月30日付異動

執行役員辞任　中西貴彦

### (2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

| 区　　分 | 支 給 人 数 | 報 酬 等 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 18 | 383 |
| 監　査　役 | 7 | 72 |
| 計 | 25 | 456 |

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年６月27日開催の当行第151期定時株主総会において、年額６億円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与は含みません。）とご決議いただいております。
また、監査役の報酬限度額は、平成26年６月27日開催の当行第151期定時株主総会において、年額１億円以内とご決議いただいております。
3. 取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。

## ３．社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 区　分 | 氏　名 | 兼 職 そ の 他 の 状 況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 西 川 哲 也 | 株式会社ディーファ　代表取締役 |
| | 和 田 光 正 | ― |
| 社外監査役 | 峯 本 耕 治 | 弁護士 |
| | 宮 内 憲 悟 | 銀泉株式会社　社外監査役、<br>日本振興清算株式会社　監査役 |
| | 安 川 文 夫 | 安川文夫公認会計士事務所　所長、<br>公立大学法人兵庫県立大学　監事 |

（注）1. 宮内憲悟氏は、銀泉株式会社の社外監査役を兼職しており、同社は、当行の普通株式の大株主であります。また、同社と当行との間には、資金の貸付取引があります。
2. その他、社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、重要な取引その他の関係はありません。

### (2) 社外役員の主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 在任期間 | 取締役会及び監査役会への出席状況 | 取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|---|
| 社外取締役 | 西川哲也 | 9カ月 | 取締役会　9回 | 必要に応じ、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| | 和田光正 | 9カ月 | 取締役会　8回 | 必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 峯本耕治 | 3年9カ月 | 取締役会　12回<br>監査役会　13回 | 必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| | 宮内憲悟 | 2年9カ月 | 取締役会　12回<br>監査役会　13回 | 必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 |
| | 安川文夫 | 9カ月 | 取締役会　9回<br>監査役会　10回 | 必要に応じ、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。 |

(注) 1. 当期の取締役会の開催回数は12回、監査役会の開催回数は13回であります。
2. 社外取締役西川哲也氏、和田光正氏及び社外監査役安川文夫氏につきましては、平成26年６月27日開催の当行第151期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。同日以降の当期の取締役会の開催回数は９回、監査役会の開催回数は10回であります。

### (3) 責任限定契約

| 区　分 | 氏　名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 西川哲也 | 左記の社外取締役及び社外監査役との間に、当行に対する損害賠償責任に関する契約を締結しております。その賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。 |
| | 和田光正 | |
| 社外監査役 | 峯本耕治 | |
| | 宮内憲悟 | |
| | 安川文夫 | |

### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報酬等の合計 | 6 | 24 | ― |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## ４．当行の株式に関する事項

(1) **株式数**

| | | |
|---|---|---|
| 発行可能株式総数 | 普通株式 | 200,000千株 |
| | 第一種優先株式 | 100,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 普通株式 | 73,791千株 |
| | 第一種優先株式 | 73,000千株 |

（注）1．株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．平成26年10月１日付で、普通株式10株を１株とする株式併合を実施しております。

(2) **当年度末株主数**

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 14,405名 |
| 第一種優先株式 | 1名 |

(3) **大株主**

イ　普通株式

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| 株式会社三井住友銀行 | 36,109 千株 | 49.12 % |
| 銀泉株式会社 | 3,625 | 4.93 |
| 株式会社セディナ | 2,762 | 3.75 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,998 | 2.71 |
| 三井住友カード株式会社 | 1,781 | 2.42 |
| 三井住友ファイナンス＆リース株式会社 | 1,586 | 2.15 |
| 株式会社日本総合研究所 | 1,289 | 1.75 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,110 | 1.51 |
| 関西アーバン銀行自社株投資会 | 939 | 1.27 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 701 | 0.95 |

（注）1．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、自己株式293千株を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

ロ　第一種優先株式

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| 株式会社三井住友銀行 | 73,000 千株 | 100.00 % |

## ５．当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を有する者の人数 |
|---|---|---|
| 取締役 | (平成18年６月29日開催の定時株主総会決議)<br><br>(イ) 新株予約権の総数　21個<br>(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類　普通株式<br>(ハ) 新株予約権の目的である株式の数　2,100株<br>(新株予約権１個当たり100株)<br>(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>490,000円<br>(１株当たり4,900円)<br>(ホ) 新株予約権の行使期間　平成20年６月30日から<br>平成28年６月29日まで<br>(ヘ) 新株予約権の譲渡制限<br>譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 | ６名 |
| | (平成19年６月28日開催の定時株主総会決議)<br><br>(イ) 新株予約権の総数　28個<br>(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類　普通株式<br>(ハ) 新株予約権の目的である株式の数　2,800株<br>(新株予約権１個当たり100株)<br>(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>461,000円<br>(１株当たり4,610円)<br>(ホ) 新株予約権の行使期間　平成21年６月29日から<br>平成29年６月28日まで<br>(ヘ) 新株予約権の譲渡制限<br>譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 | ６名 |
| | (平成20年６月27日開催の定時株主総会決議)<br><br>(イ) 新株予約権の総数　43個<br>(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類　普通株式<br>(ハ) 新株予約権の目的である株式の数　4,300株<br>(新株予約権１個当たり100株)<br>(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>302,000円<br>(１株当たり3,020円)<br>(ホ) 新株予約権の行使期間　平成22年６月28日から<br>平成30年６月27日まで<br>(ヘ) 新株予約権の譲渡制限<br>譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 | ６名 |

| | 新株予約権等の内容の概要 | 新株予約権等を有する者の人数 |
|---|---|---|
| 取締役 | （平成21年６月26日開催の定時株主総会決議）<br><br>（イ）新株予約権の総数　87個<br>（ロ）新株予約権の目的である株式の種類　普通株式<br>（ハ）新株予約権の目的である株式の数　8,700株<br>（新株予約権１個当たり100株）<br>（ニ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>193,000円<br>（１株当たり1,930円）<br>（ホ）新株予約権の行使期間　平成23年６月27日から<br>平成31年６月26日まで<br>（ヘ）新株予約権の譲渡制限<br>譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。 | ９名 |

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

前記（1）及び（2）に記載のもの以外に発行している新株予約権は次のとおりであります。

| 発行決議の日 | 新株予約権の割当を受けた者 | 新株予約権を有する者の人数 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的である株式の種類 | 新株予約権の目的である株式の数 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成17年６月29日開催の定時株主総会 | 当行取締役、執行役員及び使用人 | 128名 | 226個 | 普通株式 | 22,600株（新株予約権１個当たり100株） | １株当たり3,130円 |
| 平成18年６月29日開催の定時株主総会 | 当行取締役、執行役員及び使用人 | 31名 | 98個 | 普通株式 | 9,800株（新株予約権１個当たり100株） | １株当たり4,900円 |
| 平成19年６月28日開催の定時株主総会 | 当行取締役、執行役員及び使用人 | 42名 | 120個 | 普通株式 | 12,000株（新株予約権１個当たり100株） | １株当たり4,610円 |

| 発行決議の日 | 新株予約権の割当を受けた者 | 新株予約権を有する者の人数 | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的である株式の種類 | 新株予約権の目的である株式の数 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成20年６月27日開催の定時株主総会 | 当行取締役、執行役員及び使用人 | 55名 | 184個 | 普通株式 | 18,400株（新株予約権１個当たり100株） | １株当たり3,020円 |
| 平成21年６月26日開催の定時株主総会 | 当行取締役、執行役員及び使用人 | 70名 | 232個 | 普通株式 | 23,200株（新株予約権１個当たり100株） | １株当たり1,930円 |

（注）上記には、退任した取締役及び執行役員並びに退職した使用人を含んでおります。

## ６．会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|---|---|---|
| 有限責任 あずさ監査法人<br>指定有限責任社員<br>業務執行社員　日根野谷　正人<br>指定有限責任社員<br>業務執行社員　脇　田　勝　裕<br>指定有限責任社員<br>業務執行社員　大　橋　正　紹 | 88 | 当行に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容<br>該当事項はありません。 |

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当該事業年度に係る報酬等の金額は、当行と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3．当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は106百万円であります。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第１項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、会計監査人の解任を検討するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

## 7．業務の適正を確保する体制

当行は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規則、情報管理規定、情報管理規則、情報・文書管理手続等に則り、適切な保存及び管理を行う。

### (2) 当行及び当行のグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

① 当行及び当行のグループ会社の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理規定として定め、リスク管理担当部署がリスク統括部とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。
② 担当役員、リスク管理担当部署及びリスク統括部は、前項において承認されたリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
② 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織・職務権限に関する規定を定め、これらの規定に則った適切な権限委譲を行う。

### (4) 当行及び当行のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

① 当行及び当行のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員がこれを遵守する。
② 当行及び当行のグループ会社のコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規定の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。
③ 当行のグループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規定等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。
④ 当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
⑤ 反社会的勢力による被害を防止するため、当行のグループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。

⑥ 利益相反管理に関する基本方針として関西アーバン銀行利益相反管理方針を制定し、お客さまの利益を不当に害することがないよう、当行のグループ内における利益相反を適切に管理する体制を整備する。
⑦ マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当行のグループ全体の基本方針としてマネー・ローンダリング等防止規定を定め、同規定に基づいた運営及び管理を行う。
⑧ 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。

**(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制について**

① 当行のグループ全体の経営上の基本方針及び基本的計画は、株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ基本方針及び基本的計画を踏まえて決定する。
② 当行のグループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、これらの規定に則った適切な管理を行う。
③ 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、当行を含むグループ内の会社間の取引等に係る方針を関西アーバン銀行・グループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部及び株式会社三井住友銀行関連事業部に報告する。
④ 当行のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、グループ会社管理の基本的事項をグループ会社の運営および経営管理に関する規定等として定め、これらの規定に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項について**

① 監査役の職務の執行を補助するために、監査役室を設置する。
② 監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
③ 監査役室の使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。

**(7) 当行及び当行のグループ会社の役職員が、監査役会または監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について**

① 当行及び当行のグループ会社の役職員は、当行もしくは当行のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。また、当行及び当行グループの役職員は、その職務の執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。

② 当行及び当行のグループ会社の役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、所属する会社の監査役や、内部通報窓口のほか、株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口に報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況（株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口に報告されたものを含む）を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、または、監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。

③ 当行及び当行のグループ会社の役職員が、前項の内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、関西アーバンアラームライン規定とコンプライアンス・マニュアルに不利益取扱いの禁止を定める。

**⑻ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について**

① 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

**⑼ 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について**

当行は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

# 第１５２期（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 304,781 | 預金 | 3,752,822 |
| 現金 | 26,267 | 当座預金 | 81,380 |
| 預け金 | 278,514 | 普通預金 | 1,015,733 |
| コールローン | 3,605 | 貯蓄預金 | 16,677 |
| 有価証券 | 326,753 | 通知預金 | 12,550 |
| 国債 | 135,411 | 定期預金 | 2,595,795 |
| 地方債 | 1,838 | その他の預金 | 30,684 |
| 社債 | 122,482 | 譲渡性預金 | 124,010 |
| 株式 | 43,557 | 借用金 | 165,170 |
| その他の証券 | 23,464 | 借入金 | 165,170 |
| 貸出金 | 3,605,829 | 外国為替 | 47 |
| 割引手形 | 6,869 | 売渡外国為替 | 47 |
| 手形貸付 | 89,985 | 社債 | 58,200 |
| 証書貸付 | 3,439,817 | その他負債 | 22,747 |
| 当座貸越 | 69,156 | 未払法人税等 | 408 |
| 外国為替 | 7,231 | 未払費用 | 6,600 |
| 外国他店預け | 4,900 | 前受収益 | 2,000 |
| 買入外国為替 | 1,809 | 従業員預り金 | 0 |
| 取立外国為替 | 521 | 金融派生商品 | 6,426 |
| その他資産 | 19,330 | リース債務 | 3,246 |
| 未決済為替貸 | 1 | 資産除去債務 | 288 |
| 前払費用 | 296 | その他の負債 | 3,776 |
| 未収収益 | 2,912 | 賞与引当金 | 2,450 |
| 金融派生商品 | 10,204 | 退職給付引当金 | 5,485 |
| その他の資産 | 5,915 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 609 |
| 有形固定資産 | 28,439 | 偶発損失引当金 | 580 |
| 建物 | 10,478 | 再評価に係る繰延税金負債 | 408 |
| 土地 | 13,469 | 支払承諾 | 7,711 |
| リース資産 | 2,937 | 負債の部合計 | 4,140,243 |
| 建設仮勘定 | 245 | （純資産の部） | |
| その他の有形固定資産 | 1,308 | 資本金 | 47,039 |
| 無形固定資産 | 16,659 | 資本剰余金 | 94,163 |
| ソフトウェア | 4,651 | 資本準備金 | 18,937 |
| のれん | 10,988 | その他資本剰余金 | 75,225 |
| リース資産 | 214 | 利益剰余金 | 28,422 |
| その他の無形固定資産 | 804 | 利益準備金 | 862 |
| 前払年金費用 | 4,685 | その他利益剰余金 | 27,560 |
| 繰延税金資産 | 20,533 | 繰越利益剰余金 | 27,560 |
| 支払承諾見返 | 7,711 | 自己株式 | △ 598 |
| 貸倒引当金 | △24,642 | 株主資本合計 | 169,027 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 10,851 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 73 |
| | | 土地再評価差額金 | 814 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 11,592 |
| | | 新株予約権 | 55 |
| | | 純資産の部合計 | 180,674 |
| 資産の部合計 | 4,320,918 | 負債及び純資産の部合計 | 4,320,918 |

# 第152期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **経常収益** | | **85,577** |
| **資金運用収益** | **68,092** | |
| 貸出金利息 | 65,362 | |
| 有価証券利息配当金 | 2,424 | |
| コールローン利息 | 15 | |
| 預け金利息 | 252 | |
| その他の受入利息 | 38 | |
| **役務取引等収益** | **13,912** | |
| 受入為替手数料 | 1,885 | |
| その他の役務収益 | 12,027 | |
| **その他業務収益** | **1,607** | |
| 外国為替売買益 | 132 | |
| 商品有価証券売買益 | 0 | |
| 国債等債券売却益 | 1 | |
| 金融派生商品収益 | 1,383 | |
| その他の業務収益 | 90 | |
| **その他経常収益** | **1,964** | |
| 貸倒引当金戻入益 | 208 | |
| 償却債権取立益 | 1 | |
| 株式等売却益 | 24 | |
| その他の経常収益 | 1,730 | |
| **経常費用** | | **63,311** |
| **資金調達費用** | **8,780** | |
| 預金利息 | 6,087 | |
| 譲渡性預金利息 | 145 | |
| コールマネー利息 | 0 | |
| 借用金利息 | 342 | |
| 社債利息 | 1,963 | |
| 金利スワップ支払利息 | 90 | |
| その他の支払利息 | 150 | |
| **役務取引等費用** | **8,172** | |
| 支払為替手数料 | 434 | |
| その他の役務費用 | 7,738 | |
| **営業経費** | **44,609** | |
| **その他経常費用** | **1,749** | |
| 貸出金償却 | 3 | |
| 株式等償却 | 84 | |
| その他の経常費用 | 1,661 | |
| **経常利益** | | **22,266** |
| **特別利益** | | **64** |
| 固定資産処分益 | 49 | |
| 新株予約権戻入益 | 14 | |
| **特別損失** | | **336** |
| 固定資産処分損 | 154 | |
| 減損損失 | 181 | |
| **税引前当期純利益** | | **21,994** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **9** | |
| **法人税等調整額** | **4,973** | |
| **法人税等合計** | | **4,982** |
| **当期純利益** | | **17,011** |

# 第152期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 47,039 | 18,937 | 75,225 | 94,163 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 47,039 | 18,937 | 75,225 | 94,163 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △0 | △0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | △0 | △0 |
| 当期末残高 | 47,039 | 18,937 | 75,225 | 94,163 |

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | ― | 16,515 | 16,515 | △589 | 157,129 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | △871 | △871 | | △871 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | ― | 15,644 | 15,644 | △589 | 156,258 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 862 | △5,172 | △4,310 | | △4,310 |
| 当期純利益 | | 17,011 | 17,011 | | 17,011 |
| 自己株式の取得 | | | | △8 | △8 |
| 自己株式の処分 | | | | 0 | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | 76 | 76 | | 76 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 862 | 11,915 | 12,777 | △8 | 12,768 |
| 当期末残高 | 862 | 27,560 | 28,422 | △598 | 169,027 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 4,939 | △90 | 848 | 5,697 | 70 | 162,897 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | △871 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 4,939 | △90 | 848 | 5,697 | 70 | 162,026 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △4,310 |
| 当期純利益 | | | | | | 17,011 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △8 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | 76 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 5,911 | 16 | △33 | 5,894 | △14 | 5,879 |
| 当期変動額合計 | 5,911 | 16 | △33 | 5,894 | △14 | 18,648 |
| 当期末残高 | 10,851 | △73 | 814 | 11,592 | 55 | 180,674 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**重要な会計方針**

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、株式は原則として決算日前１カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　７年～50年
その他　　２年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は105,635百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、５年間で均等償却を行っております。

8. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## 会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）のうち、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当事業年度の期首から適用しております。これに伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へと変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当事業年度の期首の「利益剰余金」に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の「前払年金費用」が524百万円減少、「退職給付引当金」が829百万円増加、「利益剰余金」が871百万円減少しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 注記事項

**（貸借対照表関係）**

1. 関係会社の株式総額　21,745百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,347百万円、延滞債権額は66,282百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は330百万円であります。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,185百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,146百万円であります。

   なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,679百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

   担保に供している資産

   有価証券　165,679百万円

担保資産に対応する債務

| | |
|---|---|
| 預　　金 | 5,889百万円 |
| 借 用 金 | 156,920百万円 |

上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券13,027百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金3,682百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、483,045百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが472,504百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成11年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　976百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　17,813百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　640百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,250百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は2,611百万円であります。
15. 関係会社に対する金銭債権総額　27,992百万円

| | |
|---|---|
| 預け金 | 5,738百万円 |
| 貸出金 | 18,933百万円 |
| 外国他店預け | 3,320百万円 |

16. 関係会社に対する金銭債務総額　27,466百万円

| | |
|---|---|
| 預　金 | 8,866百万円 |
| 譲渡性預金 | 18,600百万円 |

17. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は862百万円であります。

**（損益計算書関係）**

1. 関係会社との取引による収益

| | |
|---|---|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 313百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 357百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 8百万円 |

関係会社との取引による費用

| | |
|---|---|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 296百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 2,059百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 1,854百万円 |

2. 関連当事者情報

(1) 当行と関連当事者の取引

①当行の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996 | 銀行業 | 49.73%<br>(0.35%) | 銀行業務 | 営業取引 | 503 | 預金 | 1,020 |

（注）1. 「議決権等の所有（被所有）割合」欄の（ ）内は、間接所有（内書き）であります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)一般の取引先と同様に決定しております。

(2)営業取引の取引金額は、預金の平均残高であります。

②当行と同一の親会社をもつ会社等及び当行のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | SMBC信用保証株式会社 | 東京都港区 | 187,720 | 銀行業 | 0.11% | 銀行業務 | 営業取引 | 30,000 | 譲渡性預金 | 30,000 |

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。

2. 営業取引の取引金額は、譲渡性預金の平均残高であります。

(2) 当行の連結子会社と関連当事者との取引

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(3) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

①親会社情報

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

（東京、名古屋、ニューヨーク証券取引所に上場）

株式会社三井住友銀行（非上場）

②重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、関連会社はありません。

3. 「その他の経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額1,291百万円を含んでおります。

4. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額609百万円、貸出債権売却に伴う損失506百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金337百万円を含んでおります。

5. 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計181百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 区分 | 地域 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---|---|---|---|---|
| 稼働資産 | 大阪府下 | 営業用店舗１か店 | 建物 | 43百万円 |
| | 大阪府外 | 営業用店舗４か店 | 土地建物 | 138百万円 |
| 遊休資産 | 大阪府外 | 遊休資産１物件 | 土地 | ０百万円 |

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

**（株主資本等変動計算書関係）**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2,861 | 23 | 2,591 | 293 | (注)1・2・3 |
| 種類株式 | ― | ― | ― | ― | |
| うち第一種優先株式 | ― | ― | ― | ― | |
| 合　計 | 2,861 | 23 | 2,591 | 293 | |

（注）1. 平成26年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施いたしました。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加23千株のうち、株式併合前に行った単元未満株式の買取りによる増加は18千株、株式併合後は２千株、株式併合に伴う割当端数株式の買取りによる増加は２千株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,591千株のうち、株式併合前に行った単元未満株式の売渡しによる減少は１千株、株式併合に伴う単元未満株式の処分による減少は０千株、株式併合による減少は2,590千株であります。

**（有価証券関係）**

1. 売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）
   該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）
   該当事項はありません。
3. 子会社・子法人等株式（平成27年３月31日現在）
   子会社・子法人等株式で時価のあるものはございません。
   （注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 子会社・子法人等株式 | 21,745 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券（平成27年３月31日現在）

| | 種　　類 | 貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差　　額(百万円) |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株　式 | 19,961 | 10,324 | 9,636 |
| | 債　券 | 224,533 | 222,550 | 1,982 |
| | 国　債 | 135,411 | 134,861 | 550 |
| | 地方債 | 1,558 | 1,542 | 16 |
| | 社　債 | 87,563 | 86,146 | 1,416 |
| | その他 | 18,698 | 14,064 | 4,634 |
| | 小　計 | 263,193 | 246,939 | 16,254 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株　式 | 517 | 651 | △134 |
| | 債　券 | 35,198 | 35,243 | △44 |
| | 国　債 | — | — | — |
| | 地方債 | 279 | 280 | △0 |
| | 社　債 | 34,919 | 34,963 | △43 |
| | その他 | 3,990 | 4,337 | △347 |
| | 小　計 | 39,706 | 40,232 | △526 |
| 合　計 | | 302,899 | 287,171 | 15,728 |

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 株　式 | 1,333 |
| その他 | 775 |
| 合　計 | 2,109 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

| | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|---|---|---|---|
| 株　式 | 456 | 23 | — |
| 債　券 | — | — | — |
| 国　債 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| 社　債 | — | — | — |
| その他 | 4,611 | 3 | — |
| 合　計 | 5,067 | 26 | — |

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外のその他有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については決算日前１カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については決算日の時価が取得原価に比べて50％以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30％以上50％未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

**（税効果会計関係）**

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 36,472百万円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 7,972 |
| 賞与引当金 | 809 |
| 有価証券償却 | 546 |
| 退職給付引当金 | 258 |
| その他 | 3,014 |
| 繰延税金資産小計 | 49,073 |
| 評価性引当額 | △21,600 |
| 繰延税金資産合計 | 27,473 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △4,876 |
| 貸出金 | △1,092 |
| 有形固定資産 | △824 |
| その他 | △145 |
| 繰延税金負債合計 | △6,939 |
| 繰延税金資産の純額 | 20,533百万円 |

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64％から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.26％となります。この税率変更により、「繰延税金資産」は2,311百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」は380百万円増加し、「繰延ヘッジ損益」は２百万円減少し、「法人税等調整額」は2,688百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は42百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされることに伴い、「繰延税金資産」は2,214百万円減少し、「法人税等調整額」は同額増加しております。

**（１株当たり情報）**

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 1,437円63銭 |
| １株当たり当期純利益金額 | 204円84銭 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額 | 129円20銭 |

（注） 平成26年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施いたしました。１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額は、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

# 第１５２期（平成27年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 304,955 | 預金 | 3,744,976 |
| コールローン及び買入手形 | 3,605 | 譲渡性預金 | 105,410 |
| 有価証券 | 305,011 | 借用金 | 179,755 |
| 貸出金 | 3,590,535 | 外国為替 | 47 |
| 外国為替 | 7,231 | 社債 | 58,200 |
| その他資産 | 59,478 | その他負債 | 33,831 |
| 有形固定資産 | 28,977 | 賞与引当金 | 2,516 |
| 建物 | 10,520 | 退職給付に係る負債 | 6,073 |
| 土地 | 13,469 | 役員退職慰労引当金 | 24 |
| 建設仮勘定 | 245 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 609 |
| その他の有形固定資産 | 4,741 | 偶発損失引当金 | 580 |
| 無形固定資産 | 16,770 | 繰延税金負債 | 7 |
| ソフトウェア | 4,972 | 再評価に係る繰延税金負債 | 408 |
| のれん | 10,988 | 支払承諾 | 8,012 |
| その他の無形固定資産 | 809 | 負債の部合計 | 4,140,454 |
| 退職給付に係る資産 | 4,607 | （純資産の部） | |
| 繰延税金資産 | 22,758 | 資本金 | 47,039 |
| 支払承諾見返 | 8,012 | 資本剰余金 | 94,163 |
| 貸倒引当金 | △28,877 | 利益剰余金 | 29,618 |
| | | 自己株式 | △598 |
| | | 株主資本合計 | 170,223 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 10,851 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △67 |
| | | 土地再評価差額金 | 814 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △487 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 11,110 |
| | | 新株予約権 | 55 |
| | | 少数株主持分 | 1,223 |
| | | 純資産の部合計 | 182,612 |
| 資産の部合計 | 4,323,067 | 負債及び純資産の部合計 | 4,323,067 |

# 第152期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **経常収益** | | 95,851 |
| **資金運用収益** | 69,424 | |
| 貸出金利息 | 65,318 | |
| 有価証券利息配当金 | 2,215 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 15 | |
| 預け金利息 | 252 | |
| その他の受入利息 | 1,622 | |
| **役務取引等収益** | 16,115 | |
| **その他業務収益** | 8,542 | |
| **その他経常収益** | 1,769 | |
| 償却債権取立益 | 5 | |
| その他の経常収益 | 1,763 | |
| **経常費用** | | 72,773 |
| **資金調達費用** | 8,796 | |
| 預金利息 | 6,085 | |
| 譲渡性預金利息 | 117 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 0 | |
| 借用金利息 | 545 | |
| 社債利息 | 1,963 | |
| その他の支払利息 | 84 | |
| **役務取引等費用** | 6,255 | |
| **その他業務費用** | 6,812 | |
| **営業経費** | 47,296 | |
| **その他経常費用** | 3,612 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,496 | |
| その他の経常費用 | 2,115 | |
| **経常利益** | | 23,077 |
| **特別利益** | | 64 |
| 固定資産処分益 | 49 | |
| 新株予約権戻入益 | 14 | |
| **特別損失** | | 343 |
| 固定資産処分損 | 161 | |
| 減損損失 | 181 | |
| **税金等調整前当期純利益** | | 22,798 |
| **法人税、住民税及び事業税** | 129 | |
| **法人税等調整額** | 5,275 | |
| **法人税等合計** | | 5,404 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | 17,393 |
| **少数株主利益** | | 39 |
| **当期純利益** | | 17,354 |

# 第152期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 47,039 | 94,163 | 17,367 | △589 | 157,981 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △868 | | △868 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 47,039 | 94,163 | 16,498 | △589 | 157,112 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △4,310 | | △4,310 |
| 当期純利益 | | | 17,354 | | 17,354 |
| 自己株式の取得 | | | | △8 | △8 |
| 自己株式の処分 | | △0 | | 0 | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 76 | | 76 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | △0 | 13,119 | △8 | 13,111 |
| 当期末残高 | 47,039 | 94,163 | 29,618 | △598 | 170,223 |

（単位：百万円）

| | その他の包括利益累計額 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |
| 当期首残高 | 4,939 | △84 | 848 | △1,457 | 4,246 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 4,939 | △84 | 848 | △1,457 | 4,246 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 5,911 | 16 | △33 | 969 | 6,864 |
| 当期変動額合計 | 5,911 | 16 | △33 | 969 | 6,864 |
| 当期末残高 | 10,851 | △67 | 814 | △487 | 11,110 |

（単位：百万円）

| | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| 当期首残高 | 70 | 1,183 | 163,480 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △868 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 70 | 1,183 | 162,611 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △4,310 |
| 当期純利益 | | | 17,354 |
| 自己株式の取得 | | | △8 |
| 自己株式の処分 | | | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 76 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △14 | 40 | 6,889 |
| 当期変動額合計 | △14 | 40 | 20,001 |
| 当期末残高 | 55 | 1,223 | 182,612 |

# 連結計算書類の作成方針

## １．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　６社

会社名

関西アーバン銀リース株式会社
株式会社関西クレジット・サービス
関西総合信用株式会社
びわこ信用保証株式会社
株式会社びわこビジネスサービス
幸福カード株式会社

関西モーゲージサービス株式会社は平成26年６月30日に清算結了したため、当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。なお、清算結了時までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

## ２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

## ３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

## ４．のれんの償却に関する事項

株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

以下に記載する子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

**会計方針に関する事項**

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、株式は原則として連結決算日前１カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建　物 | ７年～50年 |
| その他 | ２年～20年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,591百万円であります。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、当行並びに連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

12. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、主に税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、５年間で均等償却を行っております。

13. 連結納税制度の適用

当行並びに一部の連結される子会社及び子法人等は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

**会計方針の変更**

(退職給付に関する会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)のうち、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度の期首から適用しております。これに伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へと変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当連結会計年度の期首の「利益剰余金」に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の「退職給付に係る資産」が520百万円減少、「退職給付に係る負債」が829百万円増加、「利益剰余金」が868百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(企業結合に関する会計基準等の改正)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号。以下、「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号。以下、「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号。以下、「事業分離等会計基準」という。)等が平成25年９月13日付で改正され、平成26年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことを受けて、企業結合会計基準第58-２項(4)、連結会計基準第44-５項(4)及び事業分離等会計基準第57-４項(4)に定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首から将来にわたって改正後の各会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用しております。これに伴い、支配が継続している場合の連結される子会社及び子法人等に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金に計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として処理する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

**注記事項**

**（連結貸借対照表関係）**

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,694百万円、延滞債権額は67,387百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は388百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,725百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,196百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,679百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 165,679百万円 |
| 貸 出 金 | 1,103百万円 |
| その他資産（リース投資資産） | 11,428百万円 |
| その他資産（延払資産） | 188百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預　　金 | 5,889百万円 |
| 借 用 金 | 167,500百万円 |

上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券13,027百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金3,690百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、491,157百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが、480,617百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成11年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

976百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額　21,490百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額　640百万円
11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,250百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は2,611百万円であります。

14. ストック・オプションに関する事項は下記のとおりであります。

(1) 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

(2) 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益　　14百万円

(3) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

①ストック・オプションの内容

| 決議年月日 | 平成16年６月29日 | 平成17年６月29日 | 平成18年６月29日 | 平成18年６月29日 |
|---|---|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当行の役職員　174 | 当行の役職員　183 | 当行の取締役　9 | 当行の取締役を兼務しない執行役員　14<br>当行の使用人　46 |
| 株式の種類別ストック・オプションの数(株) | 普通株式　39,900 | 普通株式　46,400 | 普通株式　16,200 | 普通株式　11,500 |
| 付与日 | 平成16年７月30日 | 平成17年７月29日 | 平成18年７月31日 | 平成18年７月31日 |
| 権利確定条件 | 付されておりません | 付されておりません | 付されておりません | 付されておりません |
| 対象勤務期間 | 定めはありません | 定めはありません | 定めはありません | 定めはありません |
| 権利行使期間 | ８年間<br>自 平成18年６月30日<br>至 平成26年６月29日 | ８年間<br>自 平成19年６月30日<br>至 平成27年６月29日 | ８年間<br>自 平成20年６月30日<br>至 平成28年６月29日 | ８年間<br>自 平成20年６月30日<br>至 平成28年６月29日 |

| 決議年月日 | 平成19年６月28日 | 平成19年６月28日 | 平成20年６月27日 | 平成21年６月26日 |
|---|---|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当行の取締役　10 | 当行の取締役を兼務しない執行役員　14<br>当行の使用人　48 | 当行の取締役　9<br>当行の取締役を兼務しない執行役員　16<br>当行の使用人　45 | 当行の取締役　11<br>当行の取締役を兼務しない執行役員　14<br>当行の使用人　57 |
| 株式の種類別ストック・オプションの数(株) | 普通株式　17,400 | 普通株式　11,200 | 普通株式　28,900 | 普通株式　35,000 |
| 付与日 | 平成19年７月31日 | 平成19年７月31日 | 平成20年７月31日 | 平成21年７月31日 |
| 権利確定条件 | 付されておりません | 付されておりません | 付されておりません | 付されておりません |
| 対象勤務期間 | 定めはありません | 定めはありません | 定めはありません | 定めはありません |
| 権利行使期間 | ８年間<br>自 平成21年６月29日<br>至 平成29年６月28日 | ８年間<br>自 平成21年６月29日<br>至 平成29年６月28日 | ８年間<br>自 平成22年６月28日<br>至 平成30年６月27日 | ８年間<br>自 平成23年６月27日<br>至 平成31年６月26日 |

（注）平成26年10月１日付株式併合（10株につき１株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、平成26年10月１日付株式併合（10株につき１株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| 決議年月日 | 平成16年６月29日 | 平成17年６月29日 | 平成18年６月29日 | 平成18年６月29日 |
|---|---|---|---|---|
| 権利確定前(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | ― | ― | ― | ― |
| 付与 | ― | ― | ― | ― |
| 失効 | ― | ― | ― | ― |
| 権利確定 | ― | ― | ― | ― |
| 未確定残 | ― | ― | ― | ― |
| 権利確定後(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 19,700 | 27,200 | 9,400 | 6,800 |
| 権利確定 | ― | ― | ― | ― |
| 権利行使 | ― | ― | ― | ― |
| 失効 | 19,700 | 4,600 | 3,200 | 1,100 |
| 未行使残 | ― | 22,600 | 6,200 | 5,700 |

| 決議年月日 | 平成19年６月28日 | 平成19年６月28日 | 平成20年６月27日 | 平成21年６月26日 |
|---|---|---|---|---|
| 権利確定前(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | ― | ― | ― | ― |
| 付与 | ― | ― | ― | ― |
| 失効 | ― | ― | ― | ― |
| 権利確定 | ― | ― | ― | ― |
| 未確定残 | ― | ― | ― | ― |
| 権利確定後(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 12,200 | 8,000 | 28,400 | 35,000 |
| 権利確定 | ― | ― | ― | ― |
| 権利行使 | ― | ― | ― | ― |
| 失効 | 4,400 | 1,000 | 5,700 | 3,100 |
| 未行使残 | 7,800 | 7,000 | 22,700 | 31,900 |

単価情報

| 決議年月日 | 平成16年６月29日 | 平成17年６月29日 | 平成18年６月29日 | 平成18年６月29日 |
|---|---|---|---|---|
| 権利行使価格(円) | 2,020 | 3,130 | 4,900 | 4,900 |
| 行使時平均株価(円) | ― | ― | ― | ― |
| 付与日における公正な評価単価(円) | ― | ― | 1,380 | 1,380 |

| 決議年月日 | 平成19年６月28日 | 平成19年６月28日 | 平成20年６月27日 | 平成21年６月26日 |
|---|---|---|---|---|
| 権利行使価格(円) | 4,610 | 4,610 | 3,020 | 1,930 |
| 行使時平均株価(円) | ― | ― | ― | ― |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 960 | 960 | 370 | 510 |

（注）平成26年10月１日付株式併合（10株につき１株の割合）を考慮した額を記載しております。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

**（連結損益計算書関係）**

1. 「その他の経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額1,291百万円、株式等売却益24百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出債権売却に伴う損失821百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額609百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金337百万円を含んでおります。
3. 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

また、連結される子会社及び子法人等は、各社を１単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計181百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 区分 | 地域 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---|---|---|---|---|
| 稼働資産 | 大阪府下 | 営業用店舗１か店 | 建物 | 43百万円 |
| | 大阪府外 | 営業用店舗４か店 | 土地建物 | 138百万円 |
| 遊休資産 | 大阪府外 | 遊休資産１物件 | 土地 | ０百万円 |

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

**（連結株主資本等変動計算書関係）**

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

| | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 737,918 | ― | 664,127 | 73,791 | (注)1・2 |
| 種類株式 | 73,000 | ― | ― | 73,000 | |
| うち第一種優先株式 | 73,000 | ― | ― | 73,000 | |
| 合　計 | 810,918 | ― | 664,127 | 146,791 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2,861 | 23 | 2,591 | 293 | (注)1・3・4 |
| 種類株式 | ― | ― | ― | ― | |
| うち第一種優先株式 | ― | ― | ― | ― | |
| 合　計 | 2,861 | 23 | 2,591 | 293 | |

（注）1. 平成26年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施いたしました。
2. 普通株式の発行済株式に係る減少664,127千株は、株式併合による減少であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加23千株のうち、株式併合前に行った単元未満株式の買取りによる増加は18千株、株式併合後は２千株、株式併合に伴う割当端数株式の買取りによる増加は２千株であります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,591千株のうち、株式併合前に行った単元未満株式の売渡しによる減少は１千株、株式併合に伴う単元未満株式の処分による減少は０千株、株式併合による減少は2,590千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 当行 | ストック・オプションとしての新株予約権 | ― | | | | | 55 |

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年6月27日定時株主総会 | 普通株式 | | 2,940百万円 | (注)4.00円 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月30日 |
| | 種類株式 | 第一種優先株式 | 1,370百万円 | 18.77円 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月30日 |
| 合計 | | | 4,310百万円 | | | |

(注) 1. 平成26年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。

2. 1株当たり配当額のうち50銭は、関西アーバン銀行に商号を変更して10周年を迎えたことによる記念配当であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成27年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式及び種類株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| (決議) | 株式の種類 | | 配当金の総額 | 配当原資 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年6月26日定時株主総会 | 普通株式 | | 2,939百万円 | 利益剰余金 | 40.00円 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |
| | 種類株式 | 第一種優先株式 | 1,954百万円 | 利益剰余金 | 26.78円 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |
| 合計 | | | 4,894百万円 | | | | |

**(金融商品関係)**

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務等を行っております。

これら業務に伴い、当行グループでは、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借用金、社債等による資金調達を行っております。また、お客さまのヘッジニーズにお応えする目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的(以下、「ALM目的」)で、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当行グループが保有する主な金融資産は、法人向け・個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券、株式等の有価証券であります。国債等の債券については、ALM目的で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の契約不履行によってもたらされる信用リスクや金利、為替、株価等の市場価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

②金融負債

当行グループが負う金融負債には、預金のほか、借用金、社債等が含まれます。預金は、主として法人・個人預金であり、借用金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、金利、為替の変動リスクや流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

③デリバティブ取引

当行グループで取り扱っているデリバティブ取引には、金利関連ではスワップ取引・オプション取引、通貨関連では為替予約取引・通貨スワップ取引、債券関連では債券先物取引等があります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、金利や為替、株価等市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する市場リスク、取引相手の財務状態の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「リスク管理規定」として制定しております。同規定に基づき、「統合的なリスク管理の基本方針」を定め、取締役会の承認を得る体制としております。

リスク管理を行うに当たっては、戦略目標と業務形態に応じて、管理すべきリスクの所在と種類を特定したうえで、各リスクの特性に応じて適切な管理を実施する体制となっております。

①信用リスクの管理

投融資企画部が、与信業務の基本的指針と行動規範を定めたクレジットポリシーの制定、与信権限規定・運営ルールの制定、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理、行内格付制度を、リスク統括部が、信用リスク量の管理等を行い、信用リスクの統合的、定量的、経常的な管理を行っております。

審査体制については、審査関連部と営業推進部門とを分離し、個別案件審査の独立性を堅持しております。貸出の審査に当たっては、公共性・成長性・健全性・収益性・流動性を基本原則とし、事業計画や資金使途、返済能力等を総合的に評価し、厳正な姿勢で取り組んでおります。

また、一定の基準を満たす与信先については、通常の審議を通した与信管理に加え、与信先の信用状態、与信保全状況及び今後の与信方針等に関して個社別管理を強化し、定期的に審査関連部から経営陣に報告を行うローンレビューを実施しております。また、総合監査部を独立部とし、審査関連部・営業店に対する牽制機能の強化を図っております。

②市場リスクの管理

当行は、市場営業部門から独立した権限を持つリスク統括部が市場リスクを一元管理する体制をとっております。また、実効性のあるリスク管理の実現には、経営陣がそのプロセスに関与することが重要であり、当行では、「取締役会」や「ALM会議」において、リスク管理方針等を審議するとともに、経営陣に対し、行内の電子メールにより、リスク状況を日次で報告しております。

市場価格やボラティリティ（市場価格の変動率）が予想に反して不利な方向に変動した場合に発生する市場リスクにつきましては、BPV（ベーシス・ポイント・バリュー、金利が0.01%変化したときの損益変化）の極度を設定して、市場リスクを適切に管理しております。

・市場リスクに関する定量的情報

当連結決算日における当行のVaR（円貨バンキング勘定）の合計値は、金利リスクに係るもので155百万円、株価リスクに係るもので982百万円、その他の市場リスクに係るもの（投資信託等）で506百万円であります。

なお、これらの値は前提条件や算定方法等の変更によって異なる値となる統計的な値であり、将来の市場環境が過去の相場変動に比して激変するリスクを捕捉していない場合があります。

③流動性リスクの管理

当行では、毎月開催する「ALM会議」にて、市場動向・預貸金動向等を踏まえたうえで資金調達方針等を検討するとともに、当行の要調達額（資金ギャップ）に対し極度を設定し、日々管理を行っております。また、流動性リスクのコンティンジェンシープラン（危機管理計画）として預金流出額に応じてフェーズを制定し、日々把握管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が存在しない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金預け金 | 304,955 | 304,955 | 0 |
| (2) コールローン及び買入手形 | 3,605 | 3,605 | ― |
| (3) 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 302,899 | 302,899 | ― |
| (4) 貸出金 | 3,590,535 | | |
| 貸倒引当金　（＊１） | △28,338 | | |
| | 3,562,197 | 3,576,809 | 14,611 |
| (5) 外国為替　（＊１） | 7,208 | 7,231 | 22 |
| (6) その他資産　（＊１、＊２） | 34,527 | 34,637 | 110 |
| 資産計 | 4,215,394 | 4,230,139 | 14,745 |
| (1) 預金 | 3,744,976 | 3,745,222 | 246 |
| (2) 譲渡性預金 | 105,410 | 105,409 | △0 |
| (3) 借用金 | 179,755 | 179,463 | △291 |
| (4) 外国為替 | 47 | 47 | ― |
| (5) 社債 | 58,200 | 60,229 | 2,029 |
| 負債計 | 4,088,389 | 4,090,371 | 1,982 |
| デリバティブ取引 | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 3,961 | 3,961 | ― |
| ヘッジ会計が適用されているもの | △183 | △183 | ― |
| デリバティブ取引計 | 3,777 | 3,777 | ― |

（＊１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊２）　デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が６カ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が６カ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が６カ月以下のコールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が６カ月を超えるコールローンは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(3) 有価証券

市場価格のある株式は、当連結決算日前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価としております。それ以外の市場価格のあるものは、当連結決算日における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（６カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国他店預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が６カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) その他資産

その他資産のうち、リース投資資産、リース債権及び延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（６カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が６カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いて、将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

(3) 借用金、及び(5) 社債

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金、社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が６カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借用金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨オプション等）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

| 区　分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---|---|
| ① 非上場株式(＊１、＊２) | 1,336 |
| ② 組合出資金等(＊３) | 775 |
| 合　計 | 2,112 |

（＊１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２） 当連結会計年度において、非上場株式について84百万円減損処理を行っております。

（＊３） 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

**（有価証券関係）**

1. 売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）
   該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）
   該当事項はありません。
3. その他有価証券（平成27年３月31日現在）

| | 種　　類 | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差　　額(百万円) |
|---|---|---|---|---|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株　式 | 19,961 | 10,324 | 9,636 |
| | 債　券 | 224,533 | 222,550 | 1,982 |
| | 国　債 | 135,411 | 134,861 | 550 |
| | 地方債 | 1,558 | 1,542 | 16 |
| | 社　債 | 87,563 | 86,146 | 1,416 |
| | その他 | 18,698 | 14,064 | 4,634 |
| | 小　計 | 263,193 | 246,939 | 16,254 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株　式 | 517 | 651 | △134 |
| | 債　券 | 35,198 | 35,243 | △44 |
| | 国　債 | ― | ― | ― |
| | 地方債 | 279 | 280 | △0 |
| | 社　債 | 34,919 | 34,963 | △43 |
| | その他 | 3,990 | 4,337 | △347 |
| | 小　計 | 39,706 | 40,232 | △526 |
| 合　計 | | 302,899 | 287,171 | 15,728 |

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

| | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|---|---|---|---|
| 株　式 | 456 | 23 | ― |
| 債　券 | ― | ― | ― |
| 国　債 | ― | ― | ― |
| 地方債 | ― | ― | ― |
| 社　債 | ― | ― | ― |
| その他 | 4,611 | 3 | ― |
| 合　計 | 5,067 | 26 | ― |

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外のその他有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当連結決算日前１カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当連結決算日の時価が取得原価に比べて50％以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30％以上50％未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

**（税効果会計関係）**

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64％から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.26％となります。この税率変更により、「繰延税金資産」は2,487百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」は380百万円増加し、「繰延ヘッジ損益」は２百万円減少し、「退職給付に係る調整累計額」は24百万円減少し、「法人税等調整額」は2,840百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は42百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされることに伴い、「繰延税金資産」は2,214百万円減少し、「法人税等調整額」は同額増加しております。

**（１株当たり情報）**

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 1,447円36銭 |
| １株当たり当期純利益金額 | 209円50銭 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額 | 131円80銭 |

（注）平成26年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施いたしました。１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額は、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

## 会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 日根野谷正人 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 脇田勝裕 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大橋正紹 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社関西アーバン銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 日根野谷正人 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 脇田勝裕 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大橋正紹 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社関西アーバン銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

平成27年５月12日

株式会社 関西アーバン銀行 監査役会

常勤監査役　正　岡　重　哉　㊞

常勤監査役　中　村　貞　博　㊞

常勤監査役　玉　置　之　博　㊞

社外監査役　峯　本　耕　治　㊞

社外監査役　宮　内　憲　悟　㊞

社外監査役　安　川　文　夫　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　剰余金の処分の件

剰余金の配当（第152期期末配当）に関する事項

当行は銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から資本の充実に留意しつつ、安定的な配当を継続するとの基本方針のもと、当期の剰余金の配当につきましては、次のとおり、普通株式１株につき40円とさせていただきたいと存じます。

なお、前期は普通株式１株につき普通配当35円と記念配当５円を実施いたしましたが、当期は普通配当を５円増配するものであります。

また、優先株式の配当につきましては、所定の金額とさせていただきたいと存じます。

（注）当行は平成26年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施いたしました。普通配当における前期との比較につきましては、前期の配当効力発生時点で当該株式併合が行われたと仮定して記載しております。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

| | |
|---|---|
| 当行普通株式<br>１株当たり金40円 | 総額 2,939,953,000円 |
| 当行第一種優先株式<br>１株当たり金26円78銭 | 総額 1,954,940,000円 |
| 計 | 総額 4,894,893,000円 |

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月29日

**第２号議案**　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 北村明良、北　幸二、松村昭夫、川口章平、森嶋　悟の５氏が任期満了となり、また、平成27年５月31日付をもって取締役 久保　健氏が辞任されましたので、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | きた　むら　あき　ら<br>北　村　明　良<br>（昭和26年３月16日生） | 昭和49年４月　株式会社住友銀行入行<br>平成15年６月　株式会社三井住友銀行執行役員<br>平成18年４月　同行常務執行役員<br>平成19年４月　同行取締役兼専務執行役員<br>平成21年４月　当行顧問<br>平成21年６月　同取締役副会長<br>平成22年３月　同取締役会長兼最高経営責任者（現任） | 普通株式<br>4,651株 |
| 2 | きた　こう　じ<br>北　幸　二<br>（昭和28年３月15日生） | 昭和51年４月　株式会社住友銀行入行<br>平成15年６月　株式会社三井住友銀行執行役員<br>平成17年６月　当行本店支配人<br>平成17年６月　同専務取締役兼専務執行役員<br>平成19年６月　同副頭取兼副頭取執行役員<br>平成20年６月　同頭取兼最高執行役員<br>平成22年３月　同頭取兼最高執行責任者<br>平成26年６月　同取締役副会長（現任） | 普通株式<br>4,567株 |
| 3 | まつ　むら　あき　お<br>松　村　昭　夫<br>（昭和32年７月28日生） | 昭和55年４月　株式会社住友銀行入行<br>平成19年４月　株式会社三井住友銀行難波法人営業第一部長<br>平成21年５月　当行常務執行役員<br>平成23年６月　同取締役兼常務執行役員<br>平成24年４月　同取締役兼専務執行役員<br>平成27年４月　同取締役兼専務執行役員<br>経営企画部、金融・産業調査室、総務部、リスク統括部担当（現任） | 普通株式<br>2,970株 |
| 4 | かわ　ぐち　しょう　へい<br>川　口　章　平<br>（昭和30年１月20日生） | 昭和54年４月　当行入行<br>平成20年４月　同執行役員<br>平成23年４月　同常務執行役員<br>平成23年６月　同取締役兼常務執行役員<br>平成26年４月　同取締役兼専務執行役員<br>平成27年４月　同取締役兼専務執行役員<br>京都駐在兼京都地域営業本部長（現任） | 普通株式<br>949株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 森嶋 悟（もりしま さとる）<br>（昭和30年12月25日生） | 昭和54年４月　株式会社住友銀行入行<br>平成16年４月　株式会社三井住友銀行城東法人営業部長<br>平成20年４月　当行入行<br>平成22年10月　同執行役員<br>平成24年10月　同常務執行役員<br>平成25年６月　同取締役兼常務執行役員<br>平成26年４月　同取締役兼専務執行役員<br>平成27年４月　同取締役兼専務執行役員<br>審査部、融資業務部、金融円滑化推進部、事業コンサルティング部担当（現任） | 普通株式<br>1,900株 |
| 6 | 石橋 伸子（いしばし のぶこ）<br>（昭和36年６月12日生） | 平成元年４月　弁護士登録<br>平成７年10月　井口・石橋法律事務所　共同開設<br>平成16年10月　弁護士法人神戸シティ法律事務所代表社員弁護士（現任）<br>平成17年６月　アジア太平洋トレードセンター株式会社社外監査役（現任） | ０株 |
| 7 | 竹田 千穂（たけだ ちほ）<br>（昭和48年２月９日生） | 平成13年10月　弁護士登録<br>三宅法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所（現任） | ０株 |

（注）１．各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

２．石橋伸子、竹田千穂の両氏は社外取締役候補者であります。

３．石橋伸子氏の戸籍上の氏名は井口伸子でありますが、職務上使用している氏名で表記しております。

４．竹田千穂氏の戸籍上の氏名は草島千穂でありますが、職務上使用している氏名で表記しております。

５．石橋伸子、竹田千穂の両氏を社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として職務を適切に遂行できると判断した理由は、両氏が弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげられており、その専門的見地及び経営に関する高い見識を当行の経営に活かしていただくためであります。

６．本議案が原案どおり承認可決された場合、石橋伸子、竹田千穂の両氏は金融商品取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

７．本議案が原案どおり承認可決された場合、当行は石橋伸子、竹田千穂の両氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低限度額であります。

**第３号議案**　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 正岡重哉、峯本耕治の両氏が任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。
本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 久保（くぼ）　健（たけし）<br>（昭和31年８月４日生） | 昭和54年４月　株式会社滋賀相互銀行入行<br>平成17年６月　同行執行役員<br>平成22年３月　当行執行役員<br>平成23年４月　同常務執行役員<br>平成24年６月　同取締役兼常務執行役員<br>平成26年４月　同取締役兼専務執行役員<br>平成27年６月　同顧問（現任） | 普通株式<br>2,702株 |
| 2 | 峯本（みねもと）　耕治（こうじ）<br>（昭和34年５月18日生） | 平成２年４月　弁護士登録<br>長野総合法律事務所入所（現任）<br>平成17年６月　株式会社びわこ銀行監査役<br>平成22年２月　同行監査役辞任<br>平成23年６月　当行監査役（現任） | ０株 |

（注）１．峯本耕治氏が所属する長野総合法律事務所と当行との間には、法律顧問契約の関係があります。久保　健氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

２．峯本耕治氏は、社外監査役候補者であります。

３．峯本耕治氏を社外監査役候補者とした理由及び社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由は、同氏が弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげられており、その専門的見地及び経営に関する高い見識を当行の監査に反映していただくためであります。
なお、峯本耕治氏は、現に当行の監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年になります。

４．現在当行は、峯本耕治氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合、当行は、同氏を独立役員として届け出を継続する予定であります。

５．本議案が原案どおり承認可決された場合、当行は峯本耕治氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低限度額であります。

**第４号議案**　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役栗原良扶氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、社外監査役の補欠として、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の数 |
|---|---|---|
| 栗原良扶（くりはらよしお）<br>（昭和19年２月４日生） | 昭和45年４月　弁護士登録<br>平成10年５月　はばたき綜合法律事務所　共同開設<br>（現任） | ０株 |

（注）１．栗原良扶氏が所属するはばたき綜合法律事務所と当行との間には、法律顧問契約の関係があります。

２．栗原良扶氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．栗原良扶氏を補欠の社外監査役候補者とした理由及び社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由は、同氏が弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげられており、その専門的見地及び経営に関する高い見識を当行の監査に反映していただくためであります。

４．本議案が原案どおり承認可決され、かつ、栗原良扶氏が社外監査役に就任した場合、当行は同氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低限度額であります。

５．栗原良扶氏の補欠監査役選任については、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

以　上

MEMO

*MEMO*

*MEMO*

# 株主総会会場ご案内略図

会場　　大阪市中央区西心斎橋１丁目２番４号
当行本店16階　大ホール

電話（06）6281-7000（大代表）

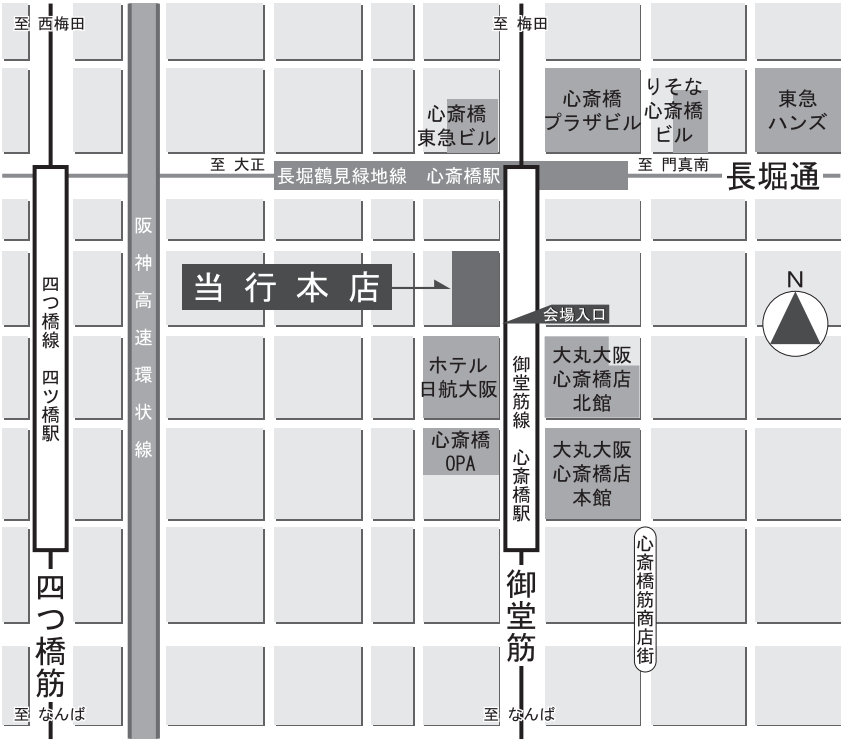


最寄りの駅　　地下鉄　御堂筋線 心斎橋駅
地下鉄　長堀鶴見緑地線 心斎橋駅

（お願い）　駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。